

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成26年1月21日

## 年賀はがき回収の電話に注意！！

### <相談内容>

今日、知らない業者から電話があった。「余っている年賀はがきを回収している。他にも書き損じたはがき、破れた切手、使用済みテレホンカードなどはないか」と尋ねられた。

以前も古着を買い取ると電話があったが、実際は貴金属の強引な訪問買い取りだという話を思い出したので電話を切った。情報提供する。

### 消費生活センターからのアドバイス

- 1 年賀はがきの残りや書き損じが多くあるこの時期、今後この手の電話や訪問が増えるおそれがあります。年賀はがきを名目にした強引な訪問買い取りの可能性もありますので、必要なければきっぱりと断りましょう。
- 2 昨年2月に施行された改正特定商取引法により訪問買い取りの飛び込み勧誘は禁止されました。また、訪問買い取りがクーリング・オフの対象になったので、契約書面を受け取ってから8日間は無条件で契約の解除が可能です。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を  
長崎県消費生活センター 095-824-0999  
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時  
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	西海市消費生活センター (0959-37-0028)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
松浦市消費生活センター (0956-72-1111)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)

他各市町相談窓口